

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

完了	H28.11.08
改定	H28.10.12
作成	H28.07.12、H28.05.25
	H28.04.11

検討課題	44	代表質問について	
区分	I - A		
関連条例内容	<p>(議会運営の原則)</p> <p>第4条 議会は、市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指し、市民に対する説明責任を十分に果たすよう努めなければならない。</p> <p>2 議会は、市の政策決定及び市長その他の執行機関の事務の執行に関し、監視及び評価並びに政策の立案及び提言を行う機能が十分に発揮できる議会運営に努めなければならない。</p> <p>3 議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映できるよう議会運営に努めなければならない。</p> <p>4 議会は、議会の会議における市民の傍聴の意欲を高める議会運営に努めなければならない。</p> <p>5 議会は、本会議並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)の会議においては、積極的に情報公開を行い、わかりやすい議論を行うよう努めなければならない。</p> <p>6 議会の委員会は、それぞれの設置の目的に応じた機能が十分に発揮できる委員会の運営に努めなければならない。</p> <p>7 議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の討議を中心とした議会運営に努めなければならない。</p>		
検討内容	・代表質問について		
現状分析		議論する内容	対応内容
<ul style="list-style-type: none"> 平成22年9月定例会から、3月・9月定例会の予算・決算の議案質疑について、3人以上の会派に答弁を含め50分の代表質疑を認めている。 平成28年3月定例会から、2人以上の会派にも代表質疑を認めることとした。(平成28年2月19日会派代表者会議) 2人会派の代表質疑の持ち時間を暫定的に答弁を含め45分とする。(平成28年2月19日議会運営委員会) 代表質問は現在認めていない。 		<ul style="list-style-type: none"> 代表質問の必要性について 他市の状況を調査し、代表質疑・代表質問のあり方について 2人会派の代表質疑の取り扱いについて 	<ul style="list-style-type: none"> 県内市議会の代表質疑・代表質問の状況調査結果の報告。(平成28年3月11日第38回検討部会) 県内市議会の代表質疑・代表質問の状況調査の追加分の報告。(平成28年4月11日第39回検討部会) 代表質問について協議。(平成28年5月25日第40回検討部会) 県内市議会の代表質問状況調査の追加分を報告し、検討部会としては、早い段階で議会運営委員会へ委ね、議論する必要があるとし、次の3つのパターンを示し、議会運営委員会へ委ねることとした。 1 現状のまま代表質疑のみ行う。 2 現在の代表質疑を代表質問に変え、予算・決算の総括だけでなく、施政方針等に対する質問も

		<p>可能とする。</p> <p>3 現在の代表質疑に加え、3月定例会においては施政方針や市長の所信表明に対する代表質問を行う。(平成28年7月12日第41回検討部会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3、9月定例会の予算・決算の総括について代表質疑を行っているが、3月定例会については、代表質疑を代表質問にかえ、施政方針等に対する質問もできることとした。(平成28年9月26日議会運営委員会、平成28年10月21日第18回議会改革推進会議) ・ 代表質問について、議会運営委員会で協議し、次のとおり決定する。 <ol style="list-style-type: none"> ① 3月定例会では、施政方針や改選時の市長の所信表明について代表質問を行うこととする。 なお、施政方針等に議案に関する部分が含まれていても質問は可とする。 ② 代表質問の質問時間は、答弁を含めて40分+(会派人数×5分)以内とする。 (2人会派50分以内、3人会派55分以内、4人会派60分以内) ③ 質疑・質問の日程は、代表質問、議案質疑、一般質問の順とする。 ④ 代表質問と一般質問の両方を行うことはできない。 (平成28年11月4日議会運営委員会)
--	--	--